「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」 第4回議事概要

日 時:平成27年7月30日(木)13:30~15:30

場 所:総務省 共用10階会議室

出席者: 辻座長、斎藤座長代理、大橋委員、奥谷委員、北島委員、木村委員、西村委員、 星野委員、山崎委員、山下委員

幹 事:佐々木自治行政局長、時澤大臣官房審議官、宮地行政課長、上仮屋外国人住民基本台帳室長、小宮市町村課長、加松公務員部公務員課長、大村自治財政局公営企業課長、大沢自治財政局準公営企業室長、原自治財政局財務調査課長

事務局:福田行政経営支援室長、小牧行政経営支援室課長補佐、村上行政経営支援室課長補佐、野路行政経営支援室課長補佐、藤原公営企業課理事官、仁井谷財務調査課 課長補佐

【議事次第】

- (1) 開会
- (2) 公立大学法人に関する地方自治体からの要望について
- (3) 公営企業型地方独立行政法人に係る要望事項について
- (4) 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方
- (5) 閉会

【意見交換(概要)】

公立大学法人に関する地方自治体からの要望について

- 公立大学法人については、できるだけ国立大学法人と同様の扱いとすることを基本に、 別の扱いとする場合は公立大学法人の特殊性についての説明が必要という考えで良いか。
 - → 地独法の制度創設時と比べて、国立大学法人についてはこれまで随時の制度見直しが行われてきたが、公立大学法人については行われてこなかった。基本的には、国立大学法人において可能なものは公立大学法人においても可能とするべきと考えるが、公立大学法人特有の事情もあるため、一部異なる部分を残すということもあり得るか議論いただきたい。

(出資)

○ 国立大学法人においては、承認 TLO への出資は文部科学大臣の承認が必要となっているが、公立大学法人においては誰が承認するか。設立団体の議会の議決が一つの承認の

方法とも考えられるが、臨機応変な対応をするためには、議会の議決ではなく、設立団体の長の承認とすることも想定できるのではないか。

- → 国のスキームにおいては、TLOの設置について文科大臣、経産大臣の承認が必要であり、実際の大学からの個別の出資については文科大臣の認可が必要とされている。自治体の場合に引き直すと、公立大学法人からの出資については設立団体の長の認可を受けるスキームになると考えられ、加えて、議会の議決を経る手続きも付加するかという点が論点となる。
- TLO 自体の位置づけについて、国立大学法人と同様に大学等技術移転法を活用した仕組 み作りは一つの考え方としてある。ただ、自治体が独自のスキームで TLO を作りたいと 要望してきたときに対応できる仕組みについて検討することも必要と考える。
- TL0 への出資を認可する際の基準をどうするか。期間が長い契約だと、首長が替わるたびに基準が変わることは安定性の観点から問題であると考える。国の基準を準用する形で首長や議会が判断するべきか。
 - → 個別の出資の認可については、文部科学大臣が認可することとなっており、個別に 判断していると思われる。
- 複数の国立大学を所管している文部科学大臣はある程度の相場観をつかむことが可能 であると考えられるが、管轄する大学が一つしかないような自治体で首長や議会が認可 する場合、適切な判断が可能か。
 - → 国においては文科省が認可しているのでおそらく内規のようなもので同じ基準でやっている。自治体において、認可する際の基準としては、その文科省のような基準を 総務省の告示として行う方法や総務省から準則やモデルを示して個別に決めていただ くという方法が考えられるが、後者の方が自然であると感じる。
- ベンチャーキャピタルへの出資は、国立大学法人でも実績が出ておらず問題点もこれ から見えてくると思われるため、国立大学法人の運用を見ながら慎重に検討すべき。

(附属学校の設置)

- 公立大学法人は、どのような理由で附属学校を設置したいのか。
 - → 法人化以前は県の直営で大学と中学校、高校が一体的な運営をしていたところ、大学部分を法人化したことによって大学と中学校、高校の経営や判断が分離されてしまったため、それを元に戻したいという要望がある。

また、新たにグローバル人材を中学校から育成するため附属学校を設置したいという要望もある。

- 教育委員会の所管で公立学校を事実上運営している中で、あえて地方独立行政法人である公立大学法人のもとで附属学校を設置する積極的な意味を整理する必要がある。例えば、教育内容について画一的な教育や国のモデル校・指定校とは異なる別の教育の道を開くことなどを検討できないか。
- 公立大学法人は教員採用のノウハウを有していないため、附属学校を設置する場合、 教員は教育委員会からの派遣という形しかあり得ないのではないか。

(長期借入)

- 大学キャンパス整備等への莫大な借入れを行う際、都道府県などの自治体によっては、 財源を起債する際の公債費比率の上昇をよく思わないかもしれない。また、緊急でやら なければならない案件など費用が捻出できず、計画的な整備が出来ない状況が予想され る。そのため公立大学法人が独自に長期借入できれば、自治体財政にとってもよいかも しれない。もともと効率化を目的として地独法化しているのであるから、自治体も含め た財政のあり方の調整が必要ではないか。
 - → 償還財源が一般財源である長期借入は想定していない。国立大学法人においても、 一般財源の投入を前提としない場合のみ借入を認めることとなっている。ただ、病院 の施設整備については、国と自治体では財政規模が異なることから、同様の取扱いと するかどうか慎重な検討が必要。
 - → 公債費比率等、健全化法との整理については、地独法で行うより、公立のままの方 が得、損ということがないように整理したい。

[まとめ]

(長期借入)

○ 公立大学法人においては、附属病院以外の借入については認めてもいいのではないか。 附属病院の施設等整備のための借入は病院事業債その他で措置した方が交付税上も有利 であり、高額であることも踏まえ、認めない方向で整理すべきではないか。

(附属学校の設置)

○ 積極的に業務展開するニーズがあるという前提に立つと、法律上の「当分の間設置することができない」という規定の「当分の間」にも積極的な意味はないと考えられるため、個別の論点についての検討は必要だが、基本的には認める方向なのではないか。

(余裕金の運用)

○ 余裕金の運用については、国立大学法人においても限定的に認めているものであり、国立大学法人と同様のラインで認めて構わないのではないか。

(出資)

○ 出資については、承認 TLO は現行の国のスキームに基本的に即して考えていく中で自 治体の関与をどう考えていくべきか。ベンチャーキャピタルへの出資については慎重に 検討していくべきではないか。

公営企業型地方独立行政法人に係る要望事項について

(出資)

O 研究部門を持った病院が将来的に果実を生み出してということであればということであるが、まずは地域医療連携推進法人に参画できるよう基金への拠出について引き続き検討いただきたい。

(余裕金の運用)

O 財投機関債等は国債と比較して利率が高いので、対象に加える方向で検討していただきたい。

(長期借入)

- 設立団体の起債による資金調達が大原則だが、投資の機会もあるので、資金調達の補 完的な仕組みとして検討いただきたい。また、国立大学法人のような別から借りても金 利が安いというスキームがあれば、併せて検討していただきたい。
- O 法人が長期借入をした場合に、負債が大きくなって一般会計で負担するようなことに なるケースが考えられることから、慎重に検討していくべきなのではないか。
- 法人化しても直営の時と長期借入については変わらないが、法人化するメリットはあるのか。
 - → 病院を法人化する最大のメリットは採用と人事であり、法人化によって最適なタイ ミングで採用等を行うことができ、経営効率は向上する。
- O 財政面で独立させる方向にはないということか。
 - → 予算面も議会の議決は不要であり、自己資金で設備投資するのは自由であるが、自 己資金で賄えない場合、償還の半分を一般会計が負担するスキームの中でどこまで認 めるかというところ。
- 公立大学法人と同様の考え方で、公営企業型法人が長期借入をする際に設立団体の長の認可を受けることとすれば、負担が一般会計から一部なされることについてチェック

機能が果たせるのではないか。

- → 公立大学の附属病院については、交付税上の問題、額が過大になることから認めないという方向であるので、それと同様に考えている。また、一般会計の負担がない交付税措置がないという前提でスキームを動かしても、ワークしない可能性もあり、実際にニーズがあるかという点も考えなくてはいけない。
- O 法人だけの判断で長期借入を行うというケースはあまり想定されず、長期借入を必要とするような事業であれば自治体と協議しているはずであり、自治体が資金調達すれば 足りるのではないか。
 - → 現在、自治体が病院事業のために資金調達する手段は整っている。地独法であれば 中期計画において施設整備の計画が立てられており、自治体が予算措置して地独法に 貸付している。タイミングよく資金調達するため、法人が独自に長期借入を行うこと ができるようにするかどうかというのが今回の検討の趣旨。

病院の施設整備であれば数百億円の規模になるため、法人独自で資金調達するケースは想定されない。付属的な備品等を整備する場合などが想定される。

[まとめ]

(出資)

○ 地域医療連携推進法人の基金への拠出は引き続き検討するほか、基本的にはこれ以外 の出資は認めないべきではないか。

(余裕資金の運用)

○ 抑制的に考え、財投機関債以外は基本的に認めないべきではないか。

(長期借入金)

○ 合理的な資金ニーズがどの程度あるかを考えると、引き続き慎重な検討が必要ではないか。

人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方

○ 次回の冒頭に、復習も含め事務局において論点を整理したうえで、議論したい。